

議案第 5 0 号

向日市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部改正について

向日市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

向日市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正		現 行	
別表第１（第４条関係）		別表第１（第４条関係）	
執行機関	事務	執行機関	事務
略		略	
2 市長	向日市福祉医療費の助成に関する規則（昭和５０年規則第３４号）による福祉医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	2 市長	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの
3 市長	向日市老人医療費の助成に関する規則（昭和４８年規則第１９号）による老人医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの		
4 市長	向日市重度心身障がい老人健康管理費支給要綱（昭和５８年告示第２７号）による重度心身障がい老人健康管理費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの		
5 市長	京都子育て支援医療費の助成に関する規則（平成５年規則第３１号）による京都子育て支援医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの		
6 市長	向日市障害者自立支援医療特別対策事業の実施に関する規則（平成１９年規則第３１号）による医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの		
7 市長	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの		
別表第２（第４条関係）		別表第２（第４条関係）	

執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
略			略		
2 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるものの	地方税関係情報又は生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)	2 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるものの	地方税関係情報又は生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)
略			略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。